

事業主様
事務担当者様

4月の「もっけん」たより

◎ 健康保険任意継続被保険者制度について

会社を退職して被保険者の資格を喪失したときは、次の要件を満たしている場合、ご本人の希望により継続して被保険者となることができます。

1. 資格喪失日の前日(退職日)までに継続して2か月以上の被保険者期間があること。
※退職はしないが、勤務時間や勤務日数の減少により資格喪失した場合も含む。
2. 資格喪失日から20日以内であること。

◎ 令和7年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は次に掲げる額のうち、いずれか少ない額がその者の標準報酬月額となります。なお、適用期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。

1. 被保険者の資格を喪失したとき(退職時)の標準報酬月額。
2. 令和6年9月30日における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(380,000円)。

◎ 健康保険への新規加入の届出は入社日前の提出をお願いします

資格取得届と被扶養者異動届を入社日前に提出していただきますと、健保組合はすみやかに届書内容を「事前点検」し、加入者データをオンライン資格確認等システムに登録しますので、加入者は入社日からマイナ保険証で保険診療を受けることができます。また、資格確認書を利用する方も、資格確認書が手元に届くまでの期間が短縮されます。

◎ 被扶養者が就職した場合は、被扶養者削除の手続きが必要で す(新社会人等要注意)

被扶養者の方がご自身で健康保険に加入するようになった場合は、被扶養者から除外する手続きが必要になります。健康保険被扶養者異動届のご提出をお願いいたします。また、その際には「資格確認書」と「健康保険証」(令和7年12月1日までの取扱い)の回収もお願いいたします。